

○口座振替について

学校給食費は口座振替による納付のため、給与振込口座など、いつも使用している口座の指定が便利で確実です。※今後学校で登録されている学校諸経費と別口座でも構いません。

<申込・同意書（兼）口座振替依頼書について>

- ・児童一人につき、一枚の申込書の提出が必要となります。
- ・学校給食費の還付金振込口座にもなります。
- ・提出後、内容の不備等により手続きが未完了の場合は、金融機関や市役所等での窓口での現金納付となります。
- ・申込書の提出が確認できない場合でも、適切な栄養の摂取による健康の保持増進等の観点から、学校給食停止・欠食届の提出が無ければ、各児童に学校給食を提供します。

<取扱金融機関一覧> 下記の取扱金融機関以外では、ご利用できません。

都市銀行	地方銀行	信金・信組
みずほ銀行	京都銀行	北おおさか信用金庫
三菱UFJ銀行	池田泉州銀行	播州信用金庫
三井住友銀行	但馬銀行	尼崎信用金庫
りそな銀行	関西みらい銀行	近畿労働金庫
	徳島大正銀行	兵庫六甲農業協同組合
	みなと銀行	兵庫ひまわり信用組合

※ゆうちょ銀行口座は使用できません。

<口座振替日について>

7月から毎月25日（25日が休業日の場合は翌営業日、3月のみ31日）に、ご指定の口座から引き落とします。（年間9回）

また、長期欠食等により減額の対象になる場合は、最終引き落とし月に精算処理を行います。

<口座振替スケジュールと金額>（金額は参考）

	1回目	2回目	3回目	4回目	5回目	6回目	7回目	8回目	9回目
引落日	7/25	8/25	9/25	10/25	11/25	12/25	1/25	2/25	3/31
金額	5,100 円	5,100 円	5,100 円	5,100 円	5,100 円	5,100 円	5,100 円	5,100 円	5,664 円

○給食の停止について

<給食を停止する場合は届出書の提出が必要です>

食物アレルギーや乳糖不耐症等で給食（牛乳のみを含む）の停止を希望する場合は、まず在籍されている学校にご相談ください。

学校で必要な聞き取り等を行った上で、**停止希望日の3日前（土日祝日含まない）までに**「学校給食停止（再開）届出書」を学校へご提出ください。

また、給食を再開する場合も、**再開希望日の3日前（土日祝日含まない）までに**「学校給食停止（再開）届出書」を学校へご提出ください。

<給食を7日間以上連続で欠食する場合は届出書の提出が必要です>

ケガや病気等のため、連続して7日間以上（土日祝日含む）給食を欠食する場合は、**欠食する3日前（土日祝日含まない）までに**「学校給食欠食届出書」を学校へご提出ください。

<「学校給食欠食届出書」に基づき、学校給食費を精算します>

学校で「学校給食欠食届出書」を受理した日の翌日から起算して、3日目以降（土日祝日除く）の学校給食費については精算の対象になり、最終引き落とし時に精算を行います。

I 精算の対象となる場合

例①) 欠食する3日前に連続する7日間の届出書を提出された場合

							欠食期間				
月	火	水	木	金	(土)	(日)	月	火	水		
喫食	喫食	喫食	欠食①	欠食②			欠食③	欠食④	欠食⑤		
届出日			減額①	減額②			減額③	減額④	減額⑤		

II 精算の対象とならない場合

例②) 欠食する3日前までに届出書を提出していない場合

							欠食期間				
月	火	水	木	金	(土)	(日)	月	火	水		
欠食①	欠食②	欠食③	欠食④	欠食⑤			欠食⑥	喫食	喫食		
届出日	対象外	対象外	対象外	対象外			対象外				

○学校給食費に関するQ & A

Q1 学校給食費の金額が書いてあるお知らせが届きますか？

A1 初回引き落としまでに、「学校給食費額決定通知書」を送付します。
また、「給食費更通知書」を送付します。

Q2 口座残高不足等により引き落としができなかった場合はどうなりますか？

A2 納期限までに収納が確認できない場合は、督促状を送付しますので、記載の窓口で督促状を持参の上、納付していただくこととなります。なお、コンビニでは納付出来ません。

Q4 学校給食費を支払わなかった場合、どうなりますか？

A4 納期限までに収納が確認できない場合は、督促状を送付します。また、督促状送付後もなお収納が確認できない場合は、地方自治法施行令第171条の2（強制執行等）に規定する法的措置により徴収を行います。

Q5 経済的に学校給食費を負担することが困難です。どうしたらいいですか？

A5 生活保護制度や就学援助制度、特別支援教育就学奨励費が受けられる場合があります。
在籍している学校または教育委員会事務局学校教育課へご相談ください。

Q7 現時点で市立小学校・特別支援学校に入学しないことが決まっています。「学校給食にかかる申込・同意書（兼）口座振替依頼書」は提出しなくてもいいですか？

A7 提出していただくなくてもかまいません。

ただし、提出期日後に入学することになった場合や、ご提出後に市立学校以外に入学することになった場合は、速やかに教育委員会事務局学校教育課までご連絡ください。

Q9 「学校給食停止（再開）届出書」や「学校給食欠食届出書」はどこでもらえますか？

A9 学校か教育委員会事務局学校教育課までご連絡をお願いします。

【お問い合わせ・送付先】

伊丹市教育委員会事務局 学校教育部 学校教育課（学校給食費担当）

住 所：〒664-8503 伊丹市千僧1-1 / TEL：072-784-8049

*この案内は、令和6年4月時点の内容で作成されています。記載内容はその後の規則制定・改正等により変更となる場合がございます。